報告Ⅱ・カント哲学の限界内における

環境倫理学の可能性

小野

原

雅

夫

はじめに

ですが、本発表に 私の担当は西欧近代の自然観ないし人間観を論じること 的な主観―客観二元論 しつつあります。こうした人間と自然との関係の背後に 人間は、今や自然を利用し、 でも非力な存在であった人間に大いなる力をもたらしま 代自然科学とその応用技術の飛躍的発展は、自然界の した。自然を畏れ、自然の恵みを感謝して享受していた ユダヤ・キリスト教的人間中心主義や、 知 は力なり」というF・ベーコンの言葉どおり、 おいては、 の構図が存すると言われてい 自然を操作し、 主客分離の完成者と言われ 自然を破 近代認識論 遠

ているイマヌエル・カントを取り上げてみることにしま

ただし

カントの自然観、

人間観をトータルに扱う

ものではないはずです。 西欧哲学から学ぶことは何もないということを意味する しているのです。 た近代的パラダイムを乗り越えようとするところに成立 と大きく食い違うものです。環境倫理学はまさにそうし 主義の三つを挙げています四。こうした問題設定は 張として、①自然の生存権、 と思います。例えば加藤尚武氏は、環境倫理学の基本主 枠組の中でどれほどのことが言えるのかを論じてみたい 理学の問題設定と関連づけながら、今後人間が自然に対 トの問題設定と、さらに言えば近代西欧哲学の問題設定 していかに振る舞っていくべきかについて、カント かに扱われていたかを簡単に論じ、 のではなくて、特にカントの実践哲学において自然が しかしそのことは直ちに、 自然と人間との関係におけるタ ②世代間倫理、 あとは現代の環境倫 もはや近代 ③地球全体 カン 的

ょに考えてみたいと思います。ら私たちは何を学ぶことができるのか、皆さんといっしら私たちは何を学ぶことができるのか、皆さんといっしーニングポイントを迎えて、一八世紀の哲学者カントか

1 物件としての自然と自然の権利

おい 去ってしまったように見えます。 れえないのでしょうか。 認めましたが、 倫理学は 対して、 使用されうる客体としました。 すなわち自然を「物件」とみなし、 なりうる人間、 にカントは た自然」(2) よる認識のたんなる客体として、 て存在する「物自体」としてではなく、 人格」と呼び、 現象」とみなされています。そうした自然は、 力 (感性 て自然の問題 ントの理 物件は価格をもつだけです(IV 428f.)。 悟性、 にほかなりません。実践哲学に すべての人間の内なる人間性に等しく尊厳を 理性的存在者であり目的を定立する主体 「論哲学においては、 責任能力のある存在者としての その一方で自然からは これに対してそれ以外の一切の存在 は、 理性)によって捉えられるかぎりでの 特に自然保護とい 人格が価値を有するの まさに するとカ 自然はそれ自体にお 人格によって自由 切 人間 「枷をはめら た問 ント倫理学に 0 おいても同 価 0 認識は 値を奪 人間 題は扱 人間 カント を 諸 b V れ 様 17 能

に対する義務と取り違えてしまうからである。」(ibid) まうのは、 に対する義務にすぎない。そのような誤解に導 存在者に対する義務なるものは、 れは反省概念の多義性によって生ずるのであって、 うした義務をもつかのように考えてしまうとしたら、 対するいかなる義務ももちえず、それ たんに人間に対する義務以外には、 だけであるということを知っている。それゆえ人間 けたり義務づけられたりすることのできる存在者は人間 ならないからです。 に人間に対する義務以外のいかなる義務ももたない らカントはこうした義務を、 す。 に対してもつ義務ではないと言います。 験等が義務違犯であることを論じてい 務と並んで、 部 (VI442) なぜなら義務を課する主体は人格でなくては 性について」と題する節があり、 のを他者に対する義務とみなす、 力 そしてカントは、 ント ・晩年の 他の存在者に関する人間の義務を、 には 自然物に 『道徳形而上学』(一七九七年) 「人間 「我々はあらゆる経 美しい自然の破壊や残虐な動 対する義務が取り上げら の人間自身に対する義務であるも 人間が直接それらの自然物 たん 道徳的 ここでは神に対する義 なんらかの存在者に ます。 12 にもかかわらずそ 人間 「人間は、 験から、 反省概念の 他の存在者 しか の自己自身 かれてし れ 0 てい 他 たん 第二 多義 は な 物 から

などが 状態の 内在 うると論じます うに Fi. づけ義 2 所有権 づける との相 なぜ も人格として認めることができ を感じる能力を挙げ、 論じら 2 に対 ター シン 関 の土 n 2 係が となら れ から のように 人間に比 れてい 動 ガーやクリスト 務づけられる関係にほ 権能」 互 てい 「法人」として認められていることを引き合い に対して現代 地 は 直 心の使用 成 関 力 物や自然物にも人格 接自然に対する義務であることは認めませ てスト 0 > り立 係 ント 範 けっして私と土 る属性のようなも ガー ます。 だからです。私 開 17 力 たなな 1 から (3) すればむしろ動 に関する私と私以 お にとって権利とは、 ントは自 ンは 限定され は 11 しかし の環境 その論 いところ てのみ考えられうる したがって人間ばかりでなく動物 ・ファ 格 現代法体系に 然に %倫理 地との てしまうの こうし 拠は幾つ 1 が買 0 が認められ、 • 12 関する義務があるとし かなりません。 のではなくして、 物 メルクマー ス 学におい は た能 胎児 権 0 1 外の人格との 直接的関係では 5 た土 i 方が優れ なに かあって、 利は生じない 力主 や脳 は ンらが主張 ては、 地 明 か 死状態 義 ルとし 権利があると 主体 て企業や国 3 に関する私の に立っ こうした相 て人格 他人を義務 かです。 例えばピ E° 間 他の人答 のうちに なく、 て快苦 するよ ーター のです 0 しん。 てい たり 植物 義務 ても、 12 7

> 出して、 て法廷に立ちうることを論じ 湖 10 森林等もまた同 ます 様 な権利をもっ (4)

解が、 が存すると考えられてしまうというような誤 が自然に対する義務であると考えられ この点に関しては私は疑問を抱いています。 すなわち原始アニミズム に論じなくては 徳的反省概念の多義性」によって生ずる誤解をことさら 中心主義への回帰であると言われることが ダヤ・キリスト教文心圏 ところで動物や自然に人格性や権利を帰 魔 つまり本来は人間 術 から ならなかっ 0 解放 の復活、 に対する の人間に対する義務であるも たのは、 において徹底的 人間中 アンチ まさしくそうし たり、 心 . 主義 カン あり テ 12 することは 推 1 解 し進 然に ます から自 から ゼ であ が 権 般に 道 和

れ

た

者の 0 義 バ 17 流布していたからであり、また一 存在者に対する義務 ウム 批 務 は ま た直 判は カントの批 中にもそうした思想をもつ者が 生物ないし ガ 接 そうし ル テン カント は た時代思 判 とは関 他者 非 は 理性的 0 ウムガルテン 三つに区 17 対す 係 想 ありませんが、 17 存在者に対する義 向 る義 けら 分してい 務を、 般人に限らずとも哲学 に向 れ 11 てい た ます 無 けられ からです。 たの 生 池 から 物 務 てい で 俊 12 理 対 力 性的 氏 する (5) ン 1

二世紀から一

八世紀にかけてフランスを中心としてド

の常識 替地 犬やロ って、 らした罪で告訴されたモグラが弁護士 昆虫に対して退去命令や破門宣告が下され れたり(れていたようです。 けられた上で審理 0 たという記録もあるそうです)、 る動物 1 確保と安全通行権を保障されたり等、 一時大まじめ ではまったく考えられないような裁判が実際に行 強姦の被害者であったことが が獣 、獣姦罪で告訴されたロバが証人たちの タリア 裁 一姦の共犯者として人間と共 判の実態を報告してい に で動物が法廷に召還され、 3 野生のブタが かけられ ロッパ全域で見られた奇妙な 有罪•. 殺 ます(6) 証明され無罪放免 人罪で処 無罪 の また大量 手 K 火刑 たり、 腕 0 現在 2刑され 判決が 弁護 そ によって代 一発生した 証言によ n 12 処せら 畑を荒 12 の我 士をつ たり、 よる 慣習

1

然や動物の その途上におい るような真に人間中心主 等の 2 なアニミ の奇妙な慣習に対して池上氏は、 発達 つまり 動物裁 霊力を真剣に畏怖していた時代から、 12 よ ズ 戦判は、 て動物裁判が広まったことに注目し 4 自然を人間 0 て人間 復活とは 動物 が自 義 を人 特有の条理 の時代へと移り行く、 然を飼い馴らすことのでき 解しません。 間 0 理 これをたんなる 12 性 的 L それ たが な法に わせるの までの 農業技 従 まさに 属 白

です。

わ

れ

ていたようです

主義の 合理的な法手段によって動 にあらかじめ了解できるものとして想定されている。 な刺激をあたえればどんな反応がかえってくるか、 はないでしょうか。 然に権利を認めようという思想が いう主張とが同列に論じられえないのは当 おける動物や自然に権 裁こうとするこうした動物裁判と、 て、 裁判をささえる自然観として、 であり、 とが異なった位相のものであり、 アニミズムと、 につながるとするのには一考の余地があるといえるの にひろまった機械論的自然観があったことは、 まちがいないのではないか。」 そこでは自然は、 形 態とみなすことも可能であるかもしれ 自然に人格や権利を認めようという思 自然のうちに神が宿っているとい 利を認めて原告席 物を人間世界に同 予想可能 一三世紀以降 後者はむしろ人間 ただちに自然中心 (7) 現代の環境倫理学に ・計算 動物を被告とし につかせようと 然ですが 可能で、 化 3 L する動 1 ロッ たが 人間 0 物 想

いこうとするならこれは首尾 義ですが、 自然の権利も認めません。 話をもとに戻しますと、 自然に権利を認め自然を原告席に しかし倫理学という枠組の中 その意味でこれは カント 貫した考え方だと思 は自然に対する義 つかせようとす でものを考えて 人間 中 心 わ

半端 られうるのは 素朴かつ粗雑な自然中心主義は採用しえず、 組から言うならば、 判を復活させようと 張する人々も、 なやり方です。 人間の けっ しは思わ 少なくとも倫理学の枠内では 行為や当為であっ これはきわめて一貫性を欠い L て自然を被告席に座らせて ない でし よう。 て、 その意味 カント 人間中心主 た中 (8) 的 動 C な 物 涂 枠 裁

\equiv 中心主義的 倫 理学と世代 間 倫 理

義を避けることはできないのではないでしょうか

人間 間中心 人間 くし、 護を義務とし 対する義 しまうと考えたからです。 にも自然や動物を保護するという義務が、 あまりにも 12 人間 ほ の内 の利益や生存権を護るため 主義的な立場では 破壊 中心 かなら なる道 務として論じら 主 短絡的です。 し尽くす態度し たのは、 義 徳感情 0 思 のだと主張されます。 P 自 からは、 一然や 他 先に述べたように れていました。 現代の 自然保護 人に か生じて来な 動物を手荒く扱ってい の人間 対する同 自 環境倫理学に 然を徹 0 問 0 Ā 題 情 力 底的 11 ント 間 はあくまでも 心 人間の人間 カント と考えるの 12 から 12 から 対する義 おける人 麻 利 自然保 痺 0 崩 ると、 場 し尽 12

> る個 自 償されないという問 われてきましたが、 人に定位する場合。 それ 然に対して還 が被害を受けた人間 に定位する場合。 元されないという問 題と、 ての これ レヴェ までの公害訴 またたとえ補償がなされ に対する補償にとどま ルですら被害は十 2 題が 0 訟は V ヴ 残ります。 この I ル て立 方式 分

ため っし 事が 帯する とによっ きます。 で第三に国際的 規制の必要性が語られます。 り上げられ、 第二に国家社会全体 て、 ても、 に補 つことによって環境保護が政治課題 亿 て 象徴的に物語っているように、 口 能 自然環境の保全という共通の課題 玉 てこれまでの様々な対立を超えて人類全体 地球全体 性が生じてきたと言うことができるか 内にとどまりうるものでは 公共財としての自然環境を保護する様 0 世界的なレヴェ 自然環境を護ることが しかしチェ ルで、 自然破壊の影 国家課 ありません。 人類全体を護る ル ~必要に に ノブイリ 直 題とし 面 したこ が連 そこ て取 つ は 0 K 惨 な

望の下で考察されなくてはならず、 等からも は南 ませ ません。 0 て課題 北問 ん が、 明ら さて第四 の解決は 題 むろんこれは楽観的な見方であって、 人口 かなように、 困 問 12 難 題 エ にさせられ . ネル 資 源問 自然環 ギー 題等 問 てい 境 次世 の問 題 様 8 ると言 K 題 核廃棄物 な は アポ 次々世 長 わざるをえ 期 1) 的 0 7 現 iz 実に

L

17

よっ

7 場

様

々な立場

が可能です。

第

に直接被害を蒙

0

合

17

5

護られ

るべ

き人間

をどの

範

囲

17

定

8

代間倫 は 1 1 れる要求は はなりませ バ 響ということが考慮されなくてはなりません。 1 この地球を将来にわたっ の使い方にしても大きな制約を課されることになるで ブラウン)として保持するために、 バルのことも顧慮して自然環境を護っ 理が登場してきます。 先の三つのものよりも大きい このレ ヴェ 7 ル 我々は後の世 17 「維持可能な地 おい て我 資源・エネル 々に突きつけら はずで、 代 ていかなくて 0 |球」(レスタ 便益 ててに 我々 やサ +"

そして将来生まれてくるはずのすべての人間

に対する影

しょう。

理学は 2 するならば、 す 世 を解体して、 づけることはできない 立条件として相互性を考えるわけで、この点を狭く解 の共時的相互性 えるものであると言わ 一代間 0 (9) こうした世 問 倫理 力 ント に立ち入ることはできませんが、 そのかぎり未来世 を基礎づけることはできないと言われてい やは 自由で平等な個人に、 一代間倫理 倫理学も先に見たとおり、 (一言で言えば契約) に立脚した近 りカント かもしれません。 n は ます。 西 一代を顧慮することが 欧近代的 の倫理学も世 通時的 そしてその個人の な倫理学の枠組 かな封 本発表に 代間倫理を基 義務や権 カントの 建 的身分秩 できず、 おお 利 定言 を超 11 0 成 主

命

法

は

直

接に現実的な契約や相互性に基づくのでは

く、 5 択されるかという思考実験に依拠するも に、 会状況についてまったく無知であると想定してみた場 間が皆自分の特性や自分が属している特殊的 ますが、 は現代において社会契約説を再興したも たいと思います。 に包含されうるはずだ、ということだけを指 倫理を基礎づけようと試みて イダー=フレチェ のなので、 そうした原初状態の中でいかなる社会的 あくまでも思考実験としての普 これも現実の契約に依拠するわけではなく、 未来世代に対する義務もカ ットはこの ル ズの 41 『正義論』 1 ますの ル ズ理論 遍 化 ント によって世 のです。 のであると言え (一九七〇年 のみを要求する 摘しておき ル · 歴史的 倫理学の ルル 代間 が

けれ なわ ます。 来の世代に対し 必要があります。 ではなくて、 きずり出し けられるという関係には に対する義務と同 ただしてこで義務の質の違いについ 5 ばなりませ 私たちはそうした一方的な自己規制 「責任の原理」 て、 我々には他にも個人の 法的政 ん。その際何でもか て一方的 未来世代に対する義務 様 へ 相 治的 互的 に義務を負うという構造に なりえません。 ンス 強制という手段 なお互 • = ーーナ んでも法廷 11 ヴ ては確認してお 12 義 は ス 現代の世 に訴えるだけ 0 務 ル 先程 を模索し でやるべき 原 づ 理 け 闘 代が を 0 争 義 K な 自 d n

ことがたくさん 述のようにカントは義 残され ているということを忘れ 務 0 区分を精 緻に 7 は 展 な 開 5 兀 非

どこ 徳形 て肝心なの 対する義 七九三年)に つのグルー 完全義務と不完全義 しました。 ません。上 一別したり、 いては、 か 而上学 一つのカテゴリー 務とい は プを分類してい 自己自身に対する義務と他 お 『たん において法義務と徳義務 道 徳形 2 11 カントは たも ては個人の義 なる理 而 0 上学 何 を 2 に当てはめ ますい。 提 性 れ か 基 一礎づ 0 示したりしています。 らを組み合 務 限界内に つの義務を論じるときに のほ け」(一七八五 カント て満足してしまうの 人に かに人類の人類 (倫理: しわせ おける宗教』(一 は 対する義 的義務)を 他に て義務 年) 6 そし 、『道 0 12 几 17

体 主 義 的 な 地 球 全 体 主 義 む け 7

法的 題に 取り なら 解決へは近づくことができません。その意味で政 化を続ける企業や 部 のエ 先 取 組 強制を伴 び 12 り組 コロ に国 んでい \$ 述べ 際的、 んでいる一 ジストやエコ たとおり、 0 かなくては た規制や制 世界的 国家が存在するならば、 方で、 ならな V 自 度づくりが不可欠であること ジ ヴ 然環 エ 旧 1 ル を標榜する国家が環境 境 態依然とし 11 ことは での 0 問 政 題 明ら 治 は た 的 玉 開 課 白 家 か 発や工 です。 題とし 17 V 治的 ヴ 問 題 I ル

利が 続が 府の 5 0 としたらどうでしょうか。 らないからといって、 全体の存続 南 0 となっ が強制 後回 危ぶまれるときに 北 ようなもの か 較差 心自 L 7 され のため 然環境 17 が固定化され されるのと同 によっ ます。 たり、 他 0 保護とい 0 て上 これ 玉 一個人・一 11 家存亡 れるとい 一酸化炭 かなる目 人口 一から が中 様 5 強圧的 人類全体、 素 問 課 0 7 央集権的 民族 危機 た危険 的に 排 題 題 出 0 は 解 17 規 12 \$ 押し お は 制 决 な 優先され 玉 国家や 玉 地 す のため 民 0 家の っでに ため 球全 全体、 5 T けられ 個 利 体 現 12 ね 1 12 0 界政 0 実 現 中 ば 類 存

17

観点から考察していくことが必要でしょう。

学』では法義

務

と徳義務

0

両

方で論

【人間

愛に

る完全義務として分類され

ていまし

たが、

「道徳形

而

ではなく

複数の観点から考察したということです。

例

使う例として嘘の禁止の義務がありま

カント

道 徳 ーがよく

形

而上学基

金磯づ

け

では

2

れ

は他

者

12

対

d

もとづいて嘘をつくとい

う誤

0

た権

利につい じら

て」

七

七年)

お

いてはさら

人類

般に対する義務とし

7

ń

てい 12

ます。

我々

は 12

É

然の

問

題

に

関

L

7

5

同

様

軽視されるというのはい

かにもありそうな話

です。

は言うまでもありません。

きに、 ない 統制 化との違いが看過されて、 とみなす文化 ろで発生するはずで ホ 全体を全体的 1 の必要。 た価値観や美意識 ij でしょう。 どちら ノステ 1 ٤ か " 連環をもっ 0 そこまで クな 価 足 鯨を余すところなく美味しく 値 雅 自 観 例えば、 び の押しつけという 然 か 行 12 観 た 合意を目指した自由な討 推論したがる人間 から かなくとも、 方的 個の生態系として考察す 出 鯨を人間に近い高等 に強 発して、 制さ 文化 問 全体主 題は れるようなこ 0 は 違 跡 食する文 至るとこ を絶 41 動 論 を 的 物 た

とがあってはならないと思わ

れ

ま

す。

えてみても同じことが言えるでし

しょう。

らな 紛争 法とは す。 目的 力 0 7 反対概念です。 れはカント に 個人と個人の 全体 よっ この永遠平 国内的 を 0 とカ 暴力 織 場合はこれと同 が一致団結しない て決 12 いかなる手段によって達成していくべきか。 よっ > 0 法哲学の 玉 1 反対概 着 て外的 和をい 際的 それゆえ彼の法論はその全究極目 か は 係争に関し 言 0 つけられ 究極的 な 念で 11 ます。 12 じようなモデル かにして達成するべ 「永遠」 強制されるの ことには達成されえな あ 課 るわけです てはこれを裁定する強制 り 0 平. 題でした。 和 ま 法的状態とは n を目指 # が、 ではなく 界 で解決され 政 カントに きか。 国家と 府 L 7 戦 0 ような 11 争 1) とっ 的とし ては 玉 るの 亚 玉 状 ような 内で 和 的 家 能 i車 7

> すが ようなやり方を一 政府の設立 ねられ の永遠平 いては、 きものとされ こうした会議 合とでも名づけられるような常設会議での話し合 カント なくてはならない 和という けっして目的は手段を正当化し 17 よっ は他 るの での漸進 自的 切認めません。 て一気に永遠平和を樹立 です。 0 道 を、 を 的 と言 これはまこと 努力によってのみ 環境保 すなわち、 11 ます。 護と カント そして 全体 11 12 ない 迂遠 5 0 道 主 達 L 義的 成され 的 のです。 徳哲学に ようと な 永 17 道 な世 平 11 0 りで き 和 る 12 界 お 5 は

義国家 極的 九世 楽観 IE 0 唱えるものです。 主 で有 立場からのものでし 的 機 もちうる力を最 |義の立場で、一八世紀的な古典的 環 営まれてい 境 12 紀から二〇世 力となったリベ 的 関に委ねてよい 取 な解答は 保 (リベラリズム) り込むことによっ 護 0 問題をどこまで国家や国 る限りそれによって生じた所得 すなわ 戦後 1/ 紀 限 12 よう。 ル 0 か、 なも タリアニ かけて社会主 に対抗 ち 特 リベ て肥大化 に これに対する最 0 にとどめ ズム ル 人の自 九七〇年代以降 して登場 タリ 自由 義的 してし (完全自 際的 由 アニズムとは を尊 主 な 市 まっ 場ゲ 義 福 5 てきた新 組 重 否定的 織等 祉 由 1 た自 西 0 政 主 義 側 4 口 策 0 から 玉 帰 自 由 か 強 制

の格差

ます(12)。 率的、 ての 徳の 的 られるべき問 この立場によれ 行する政 干渉するべきではないとして、 には思われ やはり公的 ように規制するかとい る彼らの絶対的な信頼には一抹の不安が残ります。 (ハイエク)、すなわち自由市場の統制能力に対して寄せ 権力に抗う断固 よ公害問題にせよ市場の統制的機能に任せるのが最 るそうです。 権利を認めるかどうかは個人道徳の問題であって、 ているロバ 権力によって強制されるべき事柄ではないと考えて 先に触れたように自然環境が公共財である以上、 その反 問 両 面 題であるという指摘もまた重要で かつ最も 彼らが自 動物にも権利を認めるべきだという信念をも 府 から問題を考えていかなくてはなりません。 1 、ます。 権力によるなんらかの干渉は必要だろうと私 ミルトン・フリードマンは、 題 関 倫理 が不 たる態度には心魅かれるものがあります ではないと言われ ば環境保護の問題も、 「神の見えざる手」ならぬ「自生的秩序」 一由の擁護のために傾ける情熱と、 ノージッ しかしながら 前 要かつ有害であることを説くのです。 に正し う方法論 クは、 11 福祉政策及びそれらを遂 上の問 解決策であると論じ ます。 にもかかわらず動物の 自然環境問題が個 国家的強制に委ね 題は あっ 自身がベジ 資源問 めきに て、 しても、 題 我 どの 人々は 国家 てい タリ 人道 12 世 才

> 第 ット ことになる、そうした二者択一に追い込まれないですむ こそ取り返しのつかないほど社会環境を損なってしまう 環境を護るために全体主義に陥ってしまうならば、 な同意に基づいて追究されなくてはならず、我々が自然 のがあると言 させなくてはならない、とヘッフェは論じています。 うちに、 かに政治的・法的な課題ですが、それはあくまでも自 じくらい重要なものとして、 17 フリー はいわゆる自 我々は「禁欲的世界文化」といったものを発展 ト・ヘッフェは環境を二つに大別してい いまする。 1然環境。 自然環境の保護は しかし人間 第二に社会環境とい 面 では それ たし

他を強 では の存続 無法則な自 は、 とだろうと思います。 を抑えコントロールしていかなくてはならないとい 今この場で一人一人ができることを、 応えるの 人間が外的自然を護るために自らの内なる自然 そうした禁欲的世界文化を育んでいく上で重 皆さんの 制することによっ 0 に最も 危機が目前に迫ってから、 私たち一人一人が地球と人類の未来を考え、 由を放任 意見の一致するところではないでしょうか。 適わ しい枠組を提供 しておいた上で、 カント倫理学がこのような要請に て初めて自然保護に乗り出 他 しているとい たとえそれが苦渋 地球ならびに人類 から強制され 一要なのは、 (欲望 うてと うて

慣れてしまった私たちにとって、 手がないと思い うした知識欲や自己 用を控える、というようなことができるでしょうか。 責任を引き受けるのは容易なことではないはずです。 ことは非常に困難なことです。ふだん知ってか知らずか な自律としての自由を一人一人が実践していく以外には ほ あるがゆえに為しうる。」 森林を護るために知識欲や自己顕示欲を抑制して紙の使 えばこうして環境 自然に対して押しつけているツケをこの れを実践 を強いるような決定であってもいやいやながらにせよそ したというささやかな快に満足することができるでしょ 積極的 小さな地 かならないでしょう。 きっとカントはこう言うでしょう。 意味における自由」としての していく。 球 の自然とを両立させるため ます。 倫理を論じている私たち研究者自身 これこそがまさにカント 顕 たしかに開発 示欲 五十三億もの人間の自由と、 のかわりに、 これらに限界を設ける 消費·経済成 「意志の自 道徳法則を遵守 12 目で確認しその は 為すべきで 0 このよう 説 律」に 11 長 7 例 2

五 自然中心主義的自然観へ

こ、人間中心主義に立たざるをえないように話を運んでこれまで実践哲学、倫理学に話を限定することによっ

学者たちが言 実践を導くには不十分であるというのが現代の環境 践の主体であり中心となりうるのは人間だけであると う義務は人間 先程私は動物や自然に人格性や権利を帰するという自 って、 います。私たちの実践は私たちの自然観によっ 自然を護るというパースペクティヴだけでは、 うことです。これに対して、 ません。 あっさりと片付けましたが、 中心主義的 きました。最後に再び自然中心主義に立ち戻ることによ この発表の結びに代えさせて頂きたいと思い 私が言いたいのは、 な議論を、 いたいことでしょう。 17 のみ課 いせられ カント的、 人類の利益と存続のため 自然ないし地球を護るとい 事はそれ た課題であり、 近代西欧的な立場から 私もその ほど単 そうした実 一純では 通りだと思 て補 そうした 倫 あ

から な知識 を提供してくれ 1 るアニミズム的な宗教に帰依することなし しあう複雑なシステムであると考えるため できるのでしょうか。それとも ピア」を築くことはできないのでしょうか クが描いたように、 現在、 によって十分に環境問題に立ち向 生態学が地球全体を生物、 ています。 樹木と語りあい樹木に さて私たちはこうした科学的 アー 無生 ネ 物が ス かっていくこと には、 1 様 (14) 向 相 々な かって祈 力 耳. レンバ 17 工 知見 依

れ

あるいは主導されなくてはなりませ

2

宗教が、 が必要なのでしょうか。私としては、 造物である「かのごとく」みなす理性的 は カントが 人間は自然の支配者なのではなく地球 言うような、 自然自体を「あたかも 何であ な 自 れそれらの 0 神 の被 住民

り、 然観 てくれるかぎりで容認したいと思いますが にすぎない 何 か一つの思想を全体に押しつけるのではなく、「寛 人間観を提供してくれて、 のだという、 その意味で自然中 私たちの実践を補強 心主義的 その 際やは な自

容 るだろうと思います。 の精神が全体主義 の誘惑 に打ち克つことが条件にな

註

* 数字で記 本文中の括弧内 カン 1 から の引用はアカデミー 12 卷 数をロ 1 7 数字、 版カント全集により、 頁数をアラビア

> (10)(9)

シュレ 加藤尚武、

1

ダー=

フレチェット

著、 第九章、

丸山

l徳次訳 第一

「テク

ノロ

ジー

環境・世代間の公平」(『現代思想』一九

- (1)九九 加藤尚 一年、 武 『環境 参照 倫 理学のすすめ』 丸善ライブラリー
- (3)(2)I F 0 自然解 参照 カウル ンガー が釈し バ 明 ツハ 著、 星 Ш 大学出版部 内、 小島威彦訳 塚崎監訳 九八二年、 『カントとニー 実践 の倫 理 四一 昭 F

(11)

代

和堂、

九九一年、

第三章、

第五章参照

(『現代思想』一九九○年十一月号、 ストー 岡崎、 Ш 田訳 樹木の当事者適 五八一九八頁所

(4)

- 講義』三修社、 P ・メンツァ 1 第二章、 編 小西、 第二八節参照 永野訳 『カン 1 0 倫 理 学
- 参照。 池上俊一『動物裁判』 講談社現代新書、 九 九〇

(6)

(5)

収

参照。

(8)(7)房、 藤原 一九九一年、 保信 『自然観の構造と環境倫 一六二頁以下参照。 理学』 加 藤 尚武 御 茶 0 水 前

同右、二〇二頁以下。

第二章、 第一 四章参照

前掲書、

第三章、

前 九〇年十一月号、九九一一一七頁所収) チ I 掲の加藤氏の批判はまさにこのシ " 1 12 対して向けら れ てい る ユ V 参照。 イダー=フレ ただし

してエンゲルハートを挙げることができる(エンゲル 原理」 のバ 1 カントにおける完全義務と不完全義務 著、 イオエシックスの中 の区別として積極的に生かそうとしている人と 加藤、 飯田監訳『バイオエシックスの基礎 で「自律の原 理」 0 7 X 別 恩恵 を、 現

○章参照

づけ』朝日出版社、一九八九年、七九頁以下参照)。

M・フリードマン著、土屋政雄訳『政府からの自由』

3 Vgl. O. Höffe, Sittlich-politische Diskurse, 中公文庫、一九八四年、六二頁以下、一八九頁以下参

Frankfurt a. M.,1981, S. 135ff. (青木隆嘉訳『倫理 ・政治的ディスクール』法政大学出版局、第七章参照。)

A・カレンバック著、小尾芙佐訳『エコトピア・レ

(14)

ポート』創元推理文庫、一九八一年、八九頁他参照。

(おのはら まさお

法政大学)

-21-